

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月19日
条例の題名	三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例	公 布 日	平成17年10月21日
条例番号	平成17年三重県条例第69号	直近改正日	平成20年3月26日
所管部局課	健康福祉部地域福祉国保課	電 話 番 号	059-224-2285
条例の概要	国民健康保険法第72条の2第1項の規定に基づき、三重県国民健康保険調整交付金の交付について必要な事項を定めるものである。		条例の 類型  委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	市町村国民健康保険財政の安定化のための交付金であり、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	市町村国民健康保険の財政の安定のため、公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	国民健康保険法第72条の2第1項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である三重県国民健康保険調整交付金の交付について、各条で定める手段によって実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	国民健康保険法第72条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、三重県調整交付金の交付に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正を検討する	理 由	特 記 事 項	見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
		右記のとおり、改正法の内容に沿う形での条文の改正が必要と考えるため。	国民健康保険法の一部を改正する法律の施行より、都道府県調整交付金の総額が変更されたことから、条例第2条に規定する県調整交付金の総額ならびに、条例第3条第4項及び第5項に規定する地域普通調整交付金及び地域特別調整交付金の総額について改正する必要がある。	無	無